

施設従事者における 高齢者虐待防止について

南部町地域包括支援センター

高齢者虐待防止法の理解

高齢者虐待防止法の概要

◆法律の正式名称

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年11月成立、平成18年4月施行)

◆法律の目的

- ①「高齢者の尊厳の保持」を大きな理念とする
- ②「尊厳の保持」を妨げる高齢者虐待の防止が極めて重要
- ③そのための必要な措置を定める

➡ 高齢者の権利利益をまもる

高齢者虐待防止法の概要

◆法律の特徴

①	高齢者虐待を初めて定義
②	高齢者虐待の早期発見・早期対応を主眼としている
③	家庭内の虐待に止まらず、施設や在宅サービス事業の従事者等による虐待も対象としている
④	高齢者を養護する者の支援も施策の柱の一つとしている
⑤	財産被害の防止も施策の一つに取り上げている
⑥	住民に身近な市町村を虐待防止の主たる担い手として位置付けている
⑦	法施行後に検証を重ねることが予定されている

(厚生労働省作成の資料より)

「養介護施設従事者等」と施設・事業所の責務

◆「養介護施設従事者等」とは

法律では「養護者」と「養介護施設従事者等」による高齢者(=65歳以上の人)への虐待を定義



●「養護者」とは

日常的に世話をしている家族・親族・同居人などの、高齢者を現に養護している人

●「養介護施設従事者等」とは

老人福祉法・介護保険法に定める養介護施設・事業所の業務に従事する人

「養介護施設従事者等」と施設・事業所の責務

◆「養介護施設・事業所」と「従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉施設 ●有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ●老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ●介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設 ●地域密着型介護老人福祉施設 ●地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅サービス事業 ●地域密着型サービス事業 ●居宅介護支援事業 ●介護予防サービス事業 ●地域密着型介護予防サービス事業 ●介護予防支援事業 	

(出典:厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と支援者支援について」(2005))

「養介護施設従事者等」と施設・事業所の責務

◆養介護施設・事業所の責務

- ①養介護施設従事者等への研修を実施する
- ②利用者や家族からの苦情処理体制を整備する
- ③その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる

(高齢者虐待防止法第20条)

! 高齢者虐待の防止・発見・対応の責任は、従事者個人の問題だけでなく、施設・事業所そのものにもある

「高齢者虐待」の定義

◆「養介護施設従事者等」による高齢者虐待

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世帯の放棄・放任(ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放図その他の高齢者を放置すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(高齢者虐待防止法第2条第5項より)

「高齢者虐待」の定義

◆「高齢者虐待」のとりえ方と対応が必要な範囲

×法律の定義にあてはまらない場合、対応は必要ない

○高齢者虐待を、「高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること」と広く捉える

! 法の規定からは虐待にあたるかどうか判断しがたくとも、同様に防止・対応をはかることが必要

(出典：厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と要援者支援について」(2006))

身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係

◆身体拘束禁止規定と高齢者虐待

○介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止

- 本人への精神的苦痛・身体機能の低下等の大きな弊害
- 家族・親族等への精神的苦痛、ケアを行う側の士気の低下

↑
↓
「緊急やむを得ない」場合を除いて、
身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当

(出典：厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と要援者支援について」(2006))

身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係

◆身体拘束に該当する具体的な行為の例

- ①押さえないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②括弧しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを横(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、V字型防脱帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上れる能力のある人の立ち上がり用補助いすを使用する。
- ⑧服衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室内に隔離する。

(出典：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議「身体拘束ゼロへの手引き」(2001))

身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係

◆「緊急やむを得ない」場合と「例外3原則」

- 「例外3原則」(①切迫性・②非代替性・③一時性)を全て満たし、十分な手続を踏んだ場合に限り
- 記録に残すことが必要(記録がない場合「身体拘束廃止未実施減算」が適用)
- 適宜再検討を行い、情報開示・関係者間で共有を行う

身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係

◆「例外3原則」と求められる手続き

例外3原則：3つの要件をすべて満たすことが必要

- ① 紧迫性：本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

慎重な手続き：極めて慎重に手続きを踏むことが求められている

- ① 例外3原則の臨認等の手続きを、「身体拘束防止委員会」等のチーム、または施設全体で行い、記録する
- ② 本人や家族に、目的・理由・時間(帯)・期間等までできる限り詳しく説明し、十分な理解を得る
- ③ 状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する
(出典：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」/「身体拘束ゼロへの手引き」,2001)

早期発見の責務と通報の義務

◆保健・医療・福祉関係者の責務

- 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める
(高齢者虐待防止法第6条)

◆「養介護施設従事者等による高齢者虐待」における通報の義務

- 虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見 ⇒ 市町村へ通報
一般……生命・身体に重大な危険 → 通報義務
それ以外の場合 → 通報「努力」義務
養介護施設従事者等……自分が働く施設等で発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、通報義務(≠努力義務)が生じる
(高齢者虐待防止法第21条第1項)

早期発見の責務と通報の義務

◆守秘義務との関係

- 通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない
- ※ 「虚偽」(虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う)や、「過失」(一般の人から見て虐待があったか「思った」ことに合理性がない)を除く
(高齢者虐待防止法第21条第9項)

◆不利益取扱いの禁止

- 通報したことによる不利益な扱い(解雇、降格、減給など)は禁止
(高齢者虐待防止法第21条第7項)

！ 高齢者虐待の問題を施設・事業所の中だけで抱え込まずに、早期発見・早期対応をはかるため

※施設・事業所内で対応したことで、通報義務は消滅しない

高齢者虐待に対する考え方

養介護施設従事者等による高齢者虐待の実態(県内)

年度	平成21年度	平成22年度～25年度	平成26年度	平成27年度
高齢者虐待が認められた件数	1件	0件	6件	6件
施設・事業所の類型	介護老人福祉施設 1件	※平成22年度～25年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待事例については、いずれの市町村からも、高齢者虐待防止法第22条に基づく報告がありませんでした。	介護老人福祉施設 2件 介護老人保健施設 2件 訪問介護 1件 短期入所生活介護 1件	介護老人福祉施設 1件 認知症対応型共同生活介護事業 3件 有料老人ホーム 1件
虐待の種別類型	心理的虐待 1件		身体的虐待 5件 心理的虐待 2件 性的虐待 1件	身体的虐待 6件
虐待を行った従事者等の職種	介護職員		介護員 訪問介護員 介護職員	理事長・管理者 事務員・施設長 介護員
虐待に対してとった措置	市町村による施設に対する指導		市町村への改善計画(報告)の提出	

※「養介護施設における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について(公表)」を基に作成
施設において複数の被虐待高齢者がいる場合、虐待の種別も異なる事例もあり、施設数と一致しない

養介護施設従事者等による高齢者虐待の実態(全国)

	相談・通報件数	虐待判断件数
平成26年度	1,133件	300件
平成25年度	989件	221件
増減(増減率)	144件 (14.6%)	79件 (35.7%)

(「高齢者虐待の要因分析及び対応業務課題の解決・共有に関する調査研究事業(報告書)」より)

養介護施設従事者等による高齢者虐待の実態 (全国)

◆相談・通報者

・「当該施設職員」と「当該施設“元”職員」で約95%を占めており、次いで「家族・親族」約2割であった。

◆虐待の事実が認められた事例における施設種別

・最も多いのは「特別養護老人ホーム」(31.7%)、次いでグループホーム(13.3%)であった。

◆虐待の種別・類型

・「身体的虐待」が含まれるケースがもっとも多く71.9%、次いで「心理的虐待」が48.6%であった(複数回答形式)。なお、「身体的虐待」のうち、虐待に該当する身体拘束を受けていたのは39.0%であった。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の実態 (全国)

◆被虐待高齢者

・男女比はおおよそ3:7、年齢は多くが75歳以上であり、85歳以上が全体の半数弱を占めていた。また要介護度は3以上が約8割であり、要介護4・5で6割近くを占めていた。

◆虐待者の職名または職種

・「介護職員」が82.6%を占めていたが、看護職や管理・運営者が虐待者であるケースもみられている。また、男女比は男性がやや多くおおよそ6:4で、年齢は30歳未満、30歳代、40歳代がそれぞれ2割前後を占めていた。

◆虐待事例へ市町村等の対応

・「施設等に対する指導」、「改善計画提出依頼」、「従事者への注意・指導」のほか、老人福祉法または介護保険法の規定による権限の行使として、「報告徴収・質問、立入検査」、「改善勧告」、「指定の効力の全部又は一部停止」が行われた。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の実態 (全国)

◆虐待の発生要因

- ①教育・知識・介護技術等に関する問題
- ②職員のストレスや感情コントロールの問題
- ③虐待を行った職員の性格や資質の問題
- ④倫理感や理念の欠如
- ⑤虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ
- ⑥人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ

養介護施設従事者等による高齢者虐待の実態 (全国)

◆「教育・知識・介護技術等に関する問題」の内訳

- ①組織の教育体制、職員教育の不備・不足
- ②職員の虐待防止・権利擁護・身体拘束に関する知識・意識の不足
- ③職員の高齢者介護に関する知識・技術の不足
- ④組織や管理者の知識・認識・管理体制等の不足
- ⑤組織・個人を特定しない知識・技術に関する問題

養介護施設従事者等による高齢者虐待の実態 (全国)

◆発生要因と虐待の類型との関係を見ると

「教育・知識・介護技術等に関する問題」がある場合に「身体拘束」がある割合が高く、「倫理感や理念の欠如」がある場合に「性的虐待」がある割合が高く、「職員のストレスや感情コントロールの問題」がある場合に「経済的虐待」、「身体拘束」がある場合が低く、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」がある場合に「心理的虐待」の割合が高く、「虐待を行った職員の性格や資質の問題」がある場合に「性的虐待」が高く、「身体拘束」が低い傾向がみられた。

高齢者虐待の考え方

◆高齢者虐待をどのように捉えるか

- 新聞報道などによって顕在化するものだけが「養介護施設従事者等による高齢者虐待」か？
- 高齢者虐待防止法に示される定義にあてはまるものだけが「養介護施設従事者等による高齢者虐待」か？
- 法律の定義に明確にあてはまらなければ対応は必要ないか？

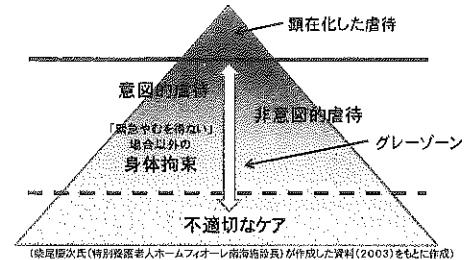
高齢者虐待の考え方

◆「高齢者虐待」を考えるための2つの視点

- ①報道などで顕在化した高齢者虐待以外にも、気付かれていない虐待がありうる
 - 意図的な虐待だが表面化していないもの(意図的虐待)
 - 結果的に虐待を行ってしまっているもの(非意図的虐待)
 - 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
- ②明確に「虐待である」と判断できる行為の周辺には、判断に迷う「グレーゾーン」が存在する
 - 「虐待である」とは言い切れないが「不適切なケア」
 - 明確な線引きはできない

高齢者虐待の考え方

◆「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」の概念図



高齢者虐待の考え方

◆「不適切なケア」から考える

- 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の問題は、「不適切なケア」の問題から連続的に考える必要がある
- 虐待が顕在化する前には、表面化していない虐待や、その周辺の「グレーゾーン」行為がある
- さらにさかのぼれば、ささいな「不適切なケア」の存在が放り置かれることで、蓄積・エスカレートする状態がある



「不適切なケア」の段階で発見し、「虐待の芽」を摘む取り組みが求められる

高齢者虐待防止の基本

高齢者虐待・不適切なケアの背景

◆背景となる要因を捉える

- 組織運営は健全か？
- 負担・ストレスや組織風土の問題はないか？
- チームアプローチは機能しているか？
- 倫理観を持ち、コンプライアンス(法令遵守)を考えているか？
- ケアの質は保たれているか？



- 直接的に虐待を生みださなくても、放置されることでその温床となり、虐待の発生を助長する
- 「不適切なケア」の背景要因としても捉えられる
- 背景要因は相互に関連していることが多い

高齢者虐待・不適切なケアの背景

◆養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

<組織運営>

- 理念とその共有の問題
 - ・介護理念や組織全体の方針がない
 - ・理念を共有するための具体策がない
- 組織体制の問題
 - ・責任や役割の不明確さ
 - ・必要な組織がない、形骸化している
 - ・職員教育のシステムがない
- 運営姿勢の問題
 - ・情報公開に消極的
 - ・効率優先
 - ・家族との連携不足

高齢者虐待・不適切なケアの背景

◆養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

<負担・ストレスと組織風土>

- 負担の多さの問題
 - ・人手不足、業務の多忙さ、夜勤時の負担
- ストレスの問題
 - ・負担の多さからくるストレス
 - ・職場内の人間関係
- 組織風土の問題
 - ・みてみぬふり
 - ・安易なケアや身体拘束の容認
 - ・連絡の不徹底

高齢者虐待・不適切なケアの背景

◆養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

<チームアプローチ>

- 役割や仕事の範囲の問題
 - ・リーダーの役割が不明確
 - ・介護単位があいまい/広すぎる
- 職員間の連携の問題
 - ・情報共有の仕組みがない
 - ・意思決定の仕組みがない
 - ・異なる職種間の連携がない
 - ・年齢や採用条件による壁がある
 - ・社会的な手抜き(誰かがやってくれる)

高齢者虐待・不適切なケアの背景

◆養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

<倫理観とコンプライアンス(法令遵守)>

- "非"利用者本位の問題
 - ・安易な身体拘束
 - ・一斉介護、流れ作業
- 意識不足の問題
 - ・職業倫理の薄れ
 - ・介護理念が共有されていない
- 虐待・身体拘束に関する意識・知識の問題
 - ・高齢者虐待防止法や身体拘束禁止規定、その他必要な法令を知らない
 - ・身体拘束に替わるケアを知らない、考えられない

高齢者虐待・不適切なケアの背景

◆養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

<ケアの質>

- 認知症ケアの問題
 - ・「何もわからない」などの中核症状への誤解
 - ・行動・心理症状(BPSD)へのその場しのぎの対応
- アセスメントと個別ケアの問題
 - ・利用者の心身状態を把握していない
 - ・アセスメントやケアプランと実際のケアの内容が連動していない
- ケアの質を高める教育の問題
 - ・認知症ケアに関して学習する機会の不足
 - ・アセスメントとその活用方法の知識不足

高齢者虐待・不適切なケアへの対策の基本

◆対策の基本的な考え方

- 背景となる要因の分析
- ↓
- 組織的な取り組み
- ↓
- 職員個々人が必要な役割を果たす

◆高齢者虐待・不適切なケアが起きたらどうするか

- 速やかな初発対応
 - ・利用者の安全確保
 - ・事実確認
 - ・適切な情報共有と対応の検討
 - ・本人、関係者への説明や謝罪、関係機関への報告
 - ・原因分析と再発防止の取組

- 正確な事実確認
- 情報を隠さない

高齢者虐待・不適切なケアへの対策の基本

◆高齢者虐待・不適切なケアを防ぐために何をすべきか

- 背景要因を解消する
 - (背景要因は相互に強く関連 ⇒ 多角的に取り組む)
- 不適切なケアを減らす
 - (虐待の"芽"を摘む)
- 利用者の権利利益をまもる適切なケアを提供する



- 結果的に高齢者虐待の防止が達成される

虐待防止のためには
個人の意識改革と
組織的運営の見直しが必要

高齢者虐待・不適切なケアの防止策

◆組織運営の健全化

「理念とその共有」の問題への対策	①介護の理念や組織運営の方針を明確にする ②理念や方針を職員間で共有する ③理念や方針実現への具体的な指針を提示する
「組織体制」の問題への対策	①職責・職種による責任・役割を明確にする ②必要な組織を設置・運営する ③職員教育の体制を整える
「運営姿勢」の問題への対策	①第三者の目を入れ、開かれた組織にする ②利用者・家族との情報共有に努める ③業務の目的や構造、具体的な流れを見直してみる

高齢者虐待・不適切なケアの防止策

◆負担やストレス・組織風土の改善

「負担の多さ」の問題への対策	①柔軟な人員配置を検討する ②効率優先や一言介護・流れ作業を見直し、個別ケアを推進する ③もっとも負担の高まる夜勤時に特設の配慮を行う
「ストレス」の問題への対策	①職員のストレスを把握する ②上司や先輩が積極的に声をかけ、悩みを聞く
「組織風土」の問題への対策	①組織的な対策に1つずつ丁寧に「取り組ん」でいく ②取り組みの過程を職員間で体系的に共有する ③負担の多さやストレスへの対策を十分にはかる

高齢者虐待・不適切なケアの防止策

◆チームアプローチの充実

「役割や仕事の範囲」の問題への対策	①関係する職員がどのような役割をもつべきかを明確にする ②リーダーの役割を明確にする ③チームとして動く範囲を認識する
「職員間の連携」の問題への対策	①情報を共有するための仕組みや手順を明確に定める ②チームでの意思決定の仕組みや手順を明確に定める ③よむケアを提供するためには、立場を超えて協力することが必要不可欠であることを認識する

高齢者虐待・不適切なケアの防止策

◆倫理観とコンプライアンスを高める教育の実施

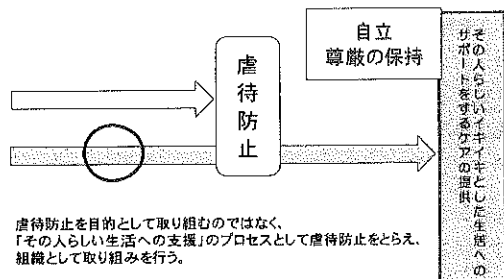
「“非”利用者本位」の問題への対策	①介護サービスにおける「利用者本位」という大原則をもう一度認識する ②実際に提供しているケアの内容や方法が「利用者本位」に基づいたものであるかをチェックする
「意識不足」の問題への対策	①基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底する ②目指すべき介護の理念をつくり共有する
「虐待・身体拘束に関する知識」の問題への対策	①関連する法律や規定の内容を知識として学ぶ ②身体拘束を行わないケアや虐待を未然に防ぐ方法を具体的に学ぶ（「見える」「おも」考える「学習会」）

高齢者虐待・不適切なケアの防止策

◆ケアの質の向上

「認知症ケア」の問題への対策	①認知症という病気やその心理について、正確に理解する ②認知症に伴う行動・心理症状には本人なりの理由があるという姿勢で原因を探っていく
「アセスメントと個別ケア」の問題への対策	①利用者の心身状態を丁寧にアセスメントすることがスタート ②アセスメントに基づいて個別の状況に即したケアを検討する
「ケアの質を高める教育」の問題への対策	①認知症ケアに関する知識を共有する ②アセスメントとその活用方法を具体的に学ぶ（OJTの方法を工夫し、実践の中で学ぶ）

虐待を防止するために



虐待防止を目的として取り組むのではなく、「その人らしい生活への支援」のプロセスとして虐待防止をとらえ、組織として取り組みを行う。

(高橋智子氏(東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター)が作成した資料をもとに作成)



ご清聴ありがとうございました。



参考・引用文献

- 厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』平成18年4月
- 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』2001
- 認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」平成21年3月
- 認知症介護研究・研修仙台センター「高齢者虐待の要因分析及び対応実務課題の解決・共有に関する調査研究事業(報告書)」平成28年・平成27年3月
- (公社)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター 高橋智子氏「施設での高齢者虐待の防止について」
- 青森県健康福祉部高齢福祉保健課「養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について」平成28年6月